

## 2月28日(日)申請締切 座間市中小企業雇用維持給付金 (新型コロナウイルス感染症対策)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、事業の維持や雇用の安定を図るため、国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)(以下、雇用調整助成金など)を活用した市内中小企業者に対し、独自の給付金「座間市中小企業雇用維持給付金」を給付しています。

対象となる事業者は、早めに申請してください。

- 対象** 市内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金などの支給決定を受けた者(申請に係る対応期間が令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間に1日以上含まれる場合が対象)
- 給付額** 1事業者当たり30万円(1回限り)  
※雇用調整助成金などの申請手続きを社会保険労務士などに委託した場合は、要した経費を給付額に加算し給付(上限10万円)。
- 申請方法** 2月28日(日)までに必要事項を記入した申請書(市ホームページからダウンロード可)と必要書類を〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)

**担当** 商工観光課 ☎046(252)7604 📠046(255)3550

## 新型コロナウイルス感染症 国民健康保険傷病手当金の支給

座間市国民健康保険に加入している方が新型コロナウイルスに感染した場合または発熱などの症状があり、感染が疑われる場合、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

- 支給対象期間** 労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 支給額** 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数  
※1日当たりの支給額は上限があります。  
※給与収入の全部または一部を受けることができる場合、これを受けることができる期間は、支給しません。また、受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。
- 適用期間** 令和2年1月1日から規則で定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6カ月まで)

**担当** 国保年金課 ☎046(252)7672 📠046(252)7043

## 2月28日(日)申請締切 座間市中小企業等緊急支援給付金 (新型コロナウイルス感染症対策)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小などを余儀なくされた次の事業者に対し、独自の給付金「座間市中小企業等緊急支援給付金」を給付しています。

対象となる事業者は、早めに申請してください。

- 対象** 営業の実態がある市内の事業者で次の①②いずれかの要件を満たす中小企業および個人事業主  
①県の休業・営業時間短縮などの要請に応じた事業所で「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けた事業者  
②①の協力金を受けていない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月以降、前年同月比で売上げが30パーセント以上減少した月がある事業者(平成31年2月以降に創業し、申請の時点で比較対象月がない場合は、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均売上高を基準とする)
- 給付額** 1事業所当たり10万円(1回限り)
- 申請方法** 2月28日(日)までに市役所4階商工観光課などで配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)

**担当** 商工観光課 ☎046(252)7604 📠046(255)3550

## 新型コロナウイルス感染症 中小事業者等に対する令和3年度 固定資産税などの特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、事業用家屋、償却資産に対する固定資産税、都市計画税の課税標準額をゼロまたは2分の1とする特例措置を受けることができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象** 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間と比べて、30パーセント以上減少した中小事業者等(性風俗関連特殊営業を営む者を除く)

### 中小事業者等とは

個人	常時使用する従業員数が千人以下
法人	資本金または出資金の額が1億円以下 資本または出資を有しない法人は、常時使用する従業員数が千人以下

※大企業の子会社などは対象外です。詳しくは中小企業庁ホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>)をご覧ください。

### ○対象となる税とその範囲

- 令和3年度課税分の事業用家屋に対する固定資産税および都市計画税  
※事業用家屋の事業の用に供している部分のみが、特例の対象になります。居住の用に供している部分は、特例の対象になりません。
- 令和3年度課税分の償却資産に対する固定資産税

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比	特例割合
50パーセント以上の減少	全額
30パーセント以上50パーセント未満の減少	2分の1

### ○必要書類

#### 【共通】

- 特例措置に関する申告書(市ホームページからダウンロード可)  
※認定経営革新等支援機関などの確認印が押された原本を提出してください。
- 認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式の写し

#### 【事業用家屋について申告する場合】

- 特例対象資産一覧

#### 【償却資産について申告する場合】

- 令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

- 申告方法** 2月1日(月)までに、必要書類を〒252-8566座間市役所固定資産税課宛てに郵送(当日消印有効)またはe L T A Xから電子申請

※申告期間後提出分は、原則特例を適用しません。

※認定経営革新等支援機関の一覧など詳しくは、中小企業庁または金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>)をご覧ください。

**担当** 固定資産税課 ☎046(252)8047 📠046(255)3550

## 株式会社日本政策金融公庫の 融資を受けた事業者への補助

市では、株式会社日本政策金融公庫を活用し、事業資金の貸し付けを受けた事業者を対象に、支払い利子に対する補助の申請を次の通り受け付けます。

### ○対象融資

- ①国民生活事業のうち、一般貸付および小規模事業者経営改善資金のいずれか
- ②国民生活事業および中小企業事業のうち、新型コロナウイルス感染症に係るもの

- 対象者** 平成29年4月1日～令和2年3月31日の間に融資を受けた事業者

### ○補助額

- ①支払利子の全額(上限20万円。100円未満切り捨て)
- ②支払利子の全額(上限30万円。100円未満切り捨て)

- 補助期間** 融資を受けた日から36カ月間

- 必要書類** 融資を受けたことを確認できる資料(返済予定表など)、振込先の確認ができるもの

- 申請方法** 1月31日(日)までに〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

**担当** 商工観光課 ☎046(252)7604 📠046(255)3550